

指定管理者を募集します

平成15年9月に地方自治法が改正され、体育施設、文化施設、社会福祉施設など公の施設の管理に指定管理者制度が導入されました。これまでは、公共団体(市町村や土地改良区など)、公共的団体(農協、自治会など)および自治体が出資する第三セクターなどに限定されていた公の施設の管理を民間企業やNPOなどを含むその他の団体が行うことができるようになりました。市では、この指定管理者制度に基づき本庄市老人福祉センターつきみ荘および本庄市民文化会館について、施設の管理を行う団体を募集します。詳しくは、募集要項をご覧ください。



本庄市老人福祉センターつきみ荘

本庄市老人福祉センターつきみ荘の指定管理者を募集

- 高齢者の健康増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を図ることを目的に設置された本庄市老人福祉センターつきみ荘の指定管理者を募集します。
- 指定管理者が行う業務
- 施設等の利用の許可等に関する業務
 - 施設等の維持管理に関する業務
 - 管理運営上、市長が特に必要と認める業務
- 指定期間
平成18年9月1日～平成21年3月31日(2年7か月)
- 申請の受付期間
4月10日(月)～19日(水)
- 受付時間は午前9時から午後4時30分まで(土・日を除く)

本庄市老人福祉センターつきみ荘の概要

名称	本庄市老人福祉センターつきみ荘
所在地	本庄市沼和田127番地1
設置時期	昭和58年5月
建物概要	構造 鉄筋コンクリート造一部2階建 敷地面積 9,413㎡ 建物面積 1,296.77㎡ 施設内容 大広間、機能回復訓練室、教養娯楽室3、浴室2
その他	平成17年3月から浴室を休止

募集要項の配布場所および申請書の提出先
介護いきがい課高齢者福祉係(市役所1階)

申請は、持参に限ります。また、申請書等の書類の確認を行いますので、申請に際しては事前に電話のうえ、ご持参ください。

募集要項等の配布期間
3月1日(水)～23日(木)

募集要項等はホームページ

(<http://www.city.honjo.lg.jp/>)

からもダウンロードできます。

現地説明会 3月23日(木)

*お問い合わせは左記へ

介護いきがい課高齢者福祉

係 ☎1127・FAX ☎19

63・メールアドレス info

@city.honjo.lg.jp

@city.honjo.lg.jp

本庄市民文化会館の指定管理者を募集

- 市民文化の向上に寄与し、住民の福祉の増進を図ることを目的に設置された本庄市民文化会館の指定管理者を募集します。
- 指定管理者が行う業務
- 施設等の利用の許可等に関する業務
 - 施設等の維持管理に関する業務
 - 管理運営上、市長が特に必要と認める業務
- 指定期間
平成18年9月1日～平成21年3月31日(2年7か月)
- 申請の受付期間
4月11日(火)～19日(水)
- 受付時間は午前9時から午後4時30分まで(月曜日を除く)



本庄市民文化会館

本庄市民文化会館の概要

名称	本庄市民文化会館
所在地	本庄市北堀1422番地3
設置時期	昭和56年1月
建物概要	構造 鉄筋コンクリート造3階建 敷地面積 12,346.19㎡ 建物面積 5,507.49㎡ 施設内容 ホール(1,200席)、化粧室5、会議室6、多目的ホール2、レストラン1

募集要項の配布場所および申請書の提出先
本庄市民文化会館

申請は、持参に限ります。また、申請書等の書類の確認を行いますので、申請に際しては事前に電話のうえ、ご持参ください。

募集要項等の配布期間
3月1日(水)～24日(金)

募集要項等はホームページ

(<http://www.city.honjo.lg.jp/>)

からもダウンロードできます。

現地説明会 3月24日(金)

*お問い合わせは左記へ

本庄市民文化会館 ☎2428

41・FAX ☎242842・メー

ルアドレス info@city.honjo.lg.jp

19.jp

19.jp

障害者の福祉・医療のサービスが変わります

平成17年10月に障害者自立支援法が制定されました。この法律は、身体障害、知的障害、精神障害、および児童ごとに制度が異なっていた福祉・医療サービスを一元化するとともに、障害者の自立を支援する新たな福祉制度を構築するものです。4月1日以降、制度改正が順次実施されますのでその主な内容をお知らせします。

福祉サービスの利用手続きが変わります

居宅介護、短期入所、デイサービスなどの居宅サービスが全障害共通の制度になり、審査会による障害程度区分認定により利用することになります。

医療サービスが統合されます

身体障害者の更生医療、精神障害者の通院医療費公費負担、児童の育成医療が自立支援医療に一元化されます。

利用者負担が見直されます

福祉・医療サービスを利用する場合、原則としてサービス費用の1割を自己負担することになります。

また施設を利用する場合、食費や光熱水費が自己負担に

なります。

低所得の人には、自己負担金軽減制度があります。

利用者負担の見直しは、原則4月1日ですが、補装具の負担見直しは、10月1日に行われます。



障害者施設が新体系に移行します

平成18年10月以降5年間をかけて、障害者の自立に必要な訓練を提供する新体系の施設に再編されます。

地域社会で生活する障害者の自立を支援します

障害のある人が、住んでいる地域で自立して生活できるように、様々な事業を行なう

地域生活支援事業（地域活動支援センターの設置、コミュニケーション支援事業など）が、10月から開始されます。

これらの制度改正に伴い、居宅・施設・医療のサービスを現在利用されている人は、利用者負担決定等の手続きが必要になります。手続きの方法は、2月初めに手紙でお知らせしましたが、まだ読んでいない人はなるべく早く手続きをしてください。

障害者自立支援法の説明会を開催

障害者自立支援法を理解してもらうため説明会を開催しますので、ご参加ください。参加の申し込みは不要です。

児玉地区

日時 3月19日(日)午前10時
会場 児玉文化会館(セルテイ)

大会議室

本庄地区
日時 3月19日(日)午後2時
会場 中央公民館会議室

*お問い合わせは左記へ

福祉課 ☎ 11255 FAX 23

1963、総合支所健康福祉課 ☎ 13331 FAX 24

216

「本庄市家族介護慰労金」のお知らせ

市では重度の介護を要する高齢者を在宅介護している低所得世帯のご家族に対して、家族介護慰労金を支給します。次の要件に該当するご家族は申請をしてください。

支給対象者

介護保険の要介護認定で、要介護4または5に認定されてから1年以上経過している高齢者を自宅で介護している低所得世帯（世帯員すべてが市民税非課税）の家族

支給要件

介護保険によるサービスを過去1年間受けていないこと（年間1週間程度の短期入所を除く）
過去1年間、病院または診療所に1か月以上継続して入院していないこと

*お問い合わせは下記へ

介護いきがい課 ☎ 1722、総合支所健康福祉課介護いきがい係 ☎ 1331

叙位叙勲

故武政高夫氏に従五位瑞宝双光章

去る12月24日に逝去された、元本庄市立旭小学校校長の故武政高夫氏 南2の生前の功績に対し、従五位瑞宝双光章が授与されました。ご冥福をお祈りいたします。



故 武政 高夫 氏